

仙台あさひ法律事務所 弁護士費用一覧(1)

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額
法律相談		一般法律相談料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下
民事事件	1. 訴訟事件 (手形・小切手訴訟を除く)	着手金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の場合 8%
			300万以上3000万以下の場合 5%+9万円
			3000万以上3億円以下の場合 3%+69万円
			3億円を超える場合 2%+369万円
			※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがある
		※着手金の最低額は10万円	
		報酬金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の場合 16%
			300万以上3000万以下の場合 10%+18万円
			3000万以上3億円以下の場合 6%+138万円
			3億円を超える場合 2%+369万円
	※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがある		
	2. 調停及び示談交渉事件	着手金	1に準ずる
		報酬金	※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するとき 着手金は、1の額の2分の1
			※着手金の最低額は10万円
	3. 離婚事件	調停事件 交渉事件	着手金
報酬金			
訴訟事件			※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。
		着手金	それぞれ30万円以上50万円以下
		報酬金	
			※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。
4. 破産事件	着手金	資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上	
	報酬金	1に準ずる(この場合の経済的利益の額は、免除債権額を考慮して算定する)。ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
5. 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の民事再生 100万円以上 (2) 非事業者の民事再生 30万円以上 (3) 小規模及び給与所得者等再生 20万円以上	
	報酬金	1に準ずる(この場合の経済的利益の額は、免除債権額等を考慮して算定する)。ただし、前記(1)(2)(3)の再生事件の報酬金は認可決定を受けたときに限る。	

仙台あさひ法律事務所 弁護士費用一覧(2)

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		
刑事事件	1.起訴前及び起訴後の 事案簡明な刑事事件	着手金	20万円以上40万円以下		
		報酬金	起訴前	不起訴	20万円以上40万円以下
				求略式命令	上記の額を超えない額
		起訴後	刑の執行猶予	20万円以上40万円以下	
	求刑された刑が 軽減された場合		上記の額を超えない額		
	2.起訴前及び起訴後の 1以外の事件並びに 再審事件	着手金	30万円以上		
		報酬金	起訴前	不起訴	30万円以上
				求略式命令	30万円以上
			起訴後	無罪	50万円以上
				刑の執行猶予	30万円以上
求刑された刑が 軽減された場合				軽減の程度による相当額	
検察上官が 棄却された場合	30万円以上				
手数料の項目	分類		手数料の額		
手数料	1.契約書類に及びこれに 準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万未満	5万円以上10万円以下	
			経済的利益の額が1000万以上 1億円未満のもの	10万円以上30万円以下	
			経済的利益の額が1億円以上	30万円以上	
			非定型	特に複雑又は特殊な 事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する			
	2.内容証明 郵便作成	弁護士名の 表示なし	基本	1万円以上3万円以下	
			特に複雑又は特殊な 事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
		弁護士名の 表示あり	基本	3万円以上5万円以下	
			特に複雑又は特殊な 事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

仙台あさひ法律事務所 弁護士費用一覧(3)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
顧問料	事業者の顧問料	月額5万円以上
	非事業者の顧問料	年額6万円(月額5000円)以上
日当	半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万円以上5万円以下
	1日(往復4時間を超える場合)	5万円以上10万円以下
実費等	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、予納金、その他委任処理に要する実費等は、依頼者が負担し、予め概算払を受けることができる。	